

第74回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

令和2年（2020年）2月3日（月）

午後2時～4時

滋賀県大津合同庁舎7階 7-A 会議室

第74回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

令和2年(2020年)2月3日(月)午後2時～3時

2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎7階7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	自然
上田 和子	J Aしが女性協議会 会長	農業
岡井 有佳	立命館大学理工学部 教授	都市問題
小川 圭一	立命館大学理工学部 教授	交通問題
北村 邦彦	公募委員	公募委員
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
辻田 素子	龍谷大学経済学部 教授	経済
西田 秀治	滋賀県町村会(竜王町)	地方行政
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深川 良一	立命館大学理工学部 教授	防災
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	商工業

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(目片県民活動生活課課長)

(2) 議 題

滋賀県土地利用基本計画の変更について

(3) 報 告

- ・林地開発許可等の状況について
- ・滋賀県国土利用計画(第五次)の進捗状況について

(4) 閉 会

1 開会

挨拶（目片県民活動生活課課長）

2 議題

滋賀県土地利用基本計画の変更について

○清水会長

滋賀県土地利用基本計画の変更について、1月27日付けで滋賀県知事からこの審議会に諮問されています。これについて事務局から説明願います。

（資料1-1～1-2、資料2により事務局説明）

○清水会長

ただいま事務局から説明のあったことについて、御意見、御質問があればお願いします。

○花房委員

今回は森林地域の太陽光発電施設が2件で、県として、5年間に自然エネルギーに資する分野でプロジェクトがあるということは聞いているのですが、今後5年間こういった太陽光発電をどんどん推進していこうという方針があるのか。この5年間に大体どのぐらいを想定しているのか。今後、森林地域もしくは農業地域にこのように太陽光発電を設置していこうという方針を出されているのかを、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○事務局

数字については、今、分からないのですが、県としては、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの推進をしていくという、これからも増やしていこうという方針です。

○花房委員

5年ぐらいで目標を立ててやるというのを聞いているのですが、具体的な数字はないのですか。

○事務局

エネルギービジョンは、来年度策定しますので、具体的な数字はこれから検討していく予定です。

○花房委員

今後、太陽光発電はどんどん推奨していくという方針が示されるということですね。

○事務局

そうです。森林や農地が転用されてしまっているのはどうかという問題はありますが、方針としては太陽光発電を推進していくというのが県の方針です。

○清水会長

太陽光発電施設は環境アセスメントの対象となっていますが、「環境アセスメント法」と県の条例の基準では、どのぐらいの面積でアセスをしないといけないのですか。

○事務局

まず、「環境アセスメント法」では、現在は、太陽光発電施設はアセスの対象になっていませんが、令和2年4月1日に施行される改正法では、4万キロワット以上の太陽光発電がアセスの対象になり、面積でいうと100ヘクタール相当の規模だと聞いています。

次に、県の「環境影響評価条例」では、太陽光発電は、「宅地の造成事業」という区分を適用して対象としています。面積につきましては、事業面積が20ヘクタール以上、森林である場合は15ヘクタール以上、自然公園である場合は10ヘクタール以上が対象になります。

○清水会長

そうすると、県として、4月1日以降、アセスメントの対象となるものについては、どれぐらい増えているのか数字として把握することができますね。それ未満の面積のものは把握する方法は何かお持ちですか。

○事務局

県民活動生活課が所管している「滋賀県土地利用に関する指導要綱」で、1ヘクタール以上で造成が伴う事業については、届出を義務付けています。太陽光発電も例外なく、1ヘクタールを超えるもので、造成行為があれば届出が出てきますので、当課で把握ができます。

○清水会長

ありがとうございました。他に御質問等はよろしいでしょうか。

○深川委員

意見だと思っていただければいいのですが、大津市で太陽光発電施設の検討委員会とい

うのが少し前から動いていまして、大津市の場合は結構トラブルが増えてきているということ、事務局の方では認識されているようです。

今日の2件はルールに従って承認されていますので、それに対する意見はないのですが、問題がある事業は、事前報告の段階など、どこかで歯止めが利くのでしょうか。今は災害の激化ということもありまして、去年の台風等でも、太陽光発電の施設でけっこう被害が出たという報道もなされたばかりだと思いますが、例えば、林地の斜面にこういう大規模な太陽光発電の施設を設置する場合は、そこが裸地に近くなり、崩れやすくなるので、どこかで歯止めが要ると思うのですが。これは意見として聞いていただきたい。

○清水会長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

今の議題には、2つの変更案件と、ずっとこの場で議論になってきた審議会の位置づけに関することが含まれてくるとと思いますが、どちらでもよろしいので、御意見をお願いします。

○辻田委員

資料2の森林地域の変更に係る審議会の取扱いに関してですが、一番多いのは「特別な対応なし」になっているかと思いますが、この「特別な対応なし」にすると、どういった不利益や不都合が生じるのか教えていただきたい。

また、この「特別な対応なし」である21の都道府県のうち、以前は何らかの対応をしていたけれども何もしなくなったなど、何か変更したところがあれば、その理由を併せて教えていただけませんかでしょうか。

○事務局

申し訳ありませんが、以前はどのような対応をされていたかというところまでは調査ができておりません。

「特別な対応なし」というのは、従来どおりの土地利用基本計画の変更の手順に従って手続をしているということで、開発が終わった後に審議会の案件としていることになりません。その点は当県も同じですが、当県で行っている林地開発許可の段階での事前の報告を行っていないので、「特別な対応なし」となります。

○辻田委員

事前の報告がなく、開発後にいきなり議題として上がってくるということですか。

○事務局

そういうことです。

○清水会長

原則論でいうと、この審議会で承認をして、その後いろいろなことが動き出すというのが本来だと思うのですが、今までの運用上、決してそうはなっていない。今回の2件もそうですけれども、1年以上前に報告はされていて、もう太陽光発電施設ができて、土地利用はもう森林ではなくなっているものが、今回、土地利用を変更することについて議題に上がっているのです。本来は逆ですが、後追いで法律ができたこともあり、今までの歴史上、そのように運用してきました。

私の勝手な想像ですが、「特別な対応なし」という都道府県のなかには、もしかしたら、審議会に案件として上げていないところも含まれているかもしれません。滋賀県の場合は、案件の事前報告があって、開発がなされてから、本日のように議題として審議するという順番になっている。これまで委員の皆様もそこに疑問を感じてきたと思うので、それを事務局として、これからいい方向に動くように検討して、提案していただくことになると思います。

○辻田委員

今回は各都道府県の状況を報告いただきましたが、滋賀県として、他の都道府県の状況を踏まえて、どう対応するのが望ましいのか考えはお持ちですか。

○事務局

まだ結論までは至っていませんが、最近の他府県の動向を見ますと、どちらかというと、審議を充実させていこうというよりも、森林地域については審議が後追いということもあり、専決にしてしまって会議にわざわざお集まりいただいて審議するまではしない、あるいは報告案件にするという手法を採られているところが多いので、事務局としてはそれも一つの方法かと思っています。

ただ、審議会の中でお考えいただくことでもありますので、もう少し整理をした上で、次回以降の審議会で御提案できればと思っています。

○清水会長

その際に、例えば、太陽光パネルは100ヘクタール以上で環境アセスメントが必要とした場合に、滋賀県内で99ヘクタール、隣接している県で99ヘクタールの合計198ヘクタールといった県境をまたぐような事業で、それぞれの県としては99ヘクタール以内なのでアセスメントは必要ないとなるようなことも起き得るので、周りの県と足並みをそろえる、あるいは調整をするというのは非常に大事かと思えます。

片方の県では報告事項で進んでしまっているけど、片方は審議会が終わっていないのでどうにもならないといったことや、その逆も起こり得るので、近隣府県の状況を見ながら、

よろしくお願ひします。

他に御意見はありませんね。それでは、この2件の土地利用計画の変更について、承認いただけますでしょうか。

○委員

異議なし。

○清水会長

ありがとうございます。

それでは、今、承認いただいたということをお答申として知事に報告させていただきます。答申の文書については、私に御一任いただければと思います。

森林地域の変更に係る取扱いにつきましては、検討を始めていただくということを議事録に留めていただいて、次につなげていっていただければと思います。ありがとうございます。

3 報告

(1) 林地開発許可等の事例について

○清水会長

続いては、報告の(1)林地開発許可等の状況について、事務局から説明をお願いします。

(資料3により事務局説明)

○清水会長

ありがとうございます。全体で9件の報告がありましたが、御意見等はありませんでしょうか。

これは全て森林地域と他地域が重複しているということでよろしいですね。

○事務局

案件の4番につきましては、森林地域のみで重複がない地域となっています。あとの地域につきましては、都市地域あるいは農業地域が重複しています。

○岡井委員

4番の森林地域が解除された後は、ここの土地利用は白地になってしまうのでしょうか。

○事務局

森林地域のみ地域となりますので、森林地域が外れると白地になります。

○岡井委員

おそらく他の地域に変えようと思っても、2.43ヘクタールでは変更できないかと思いますが、そういった場合に国土利用計画という観点からこういう白地というのは、方針がまったくない土地ということになりますので、原則論からすればよろしくない状況だと思います。滋賀県として、こういうものが増えていくことに対してどのようにお考えなのでしょうか。

○事務局

確かに白地地域になると規制がかからないところになりますが、現時点ではまだ森林法の規制にかかっていますので、それを外す段階で庁内調整等を行いまして、何らかの対応ができないか、今いただいた御意見を踏まえて検討させていただきたいと思っています。

難しい御質問で、現時点でそこをどうするか、白地が増えることについてどうするかという答えがなくて恐縮ですが、今は御意見として伺いして、その点を踏まえて調整できればと考えています。

○清水会長

ありがとうございます。他にないようなので、続いて、報告（2）に移ります。

（2）滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について

○清水会長

報告の（2）の滋賀県国土利用計画の（第五次）の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

（資料4-1～4-2により事務局説明）

○清水会長

ありがとうございます。進捗状況について説明がありましたが、御意見はありますでしょうか。

○小杉委員

20番の指定希少性動植物の指定数は増える方がいいのか、減る方がいいのかという議論が前回もあったと思います。どんどん希少動植物が増えていくということは、悪い方向で

はないかというらえ方もあるけれども、それだけではなくて、指定をして、いろいろと取り組んでいく中で数が増えていくことになるので、そういう意味では指定数が増えていくということは取組が進んでいることになると思います。

その話はそれでいいにしても、今ここで滋賀県の指定は31種で、どんどん増えていくようなものでもないように思うのですけれども、そうすると、その進捗を示す指標としては、やはり適当ではないという気がします。

今回、保護区の数を加えられたということですが、保護区の数10か所もどんどん増えるようなものでもないとしたときに、もうちょっと取組や動きが見えるような指標があった方がいいのではないかと感じました。

○事務局

前回は御指摘いただいたとおり、基本方向の判断がなかなか難しい指標にはなりましたが、指定数および保護区の数も26年度から動きがない状況で、おっしゃるとおり、急激に増えるものではないのですけれども、現在、担当課の方で新たな指定に向けてさまざま取り組んでいるところです。希少野生動植物の指定数についても、現に今、新たな指定に向けて意見照会などを行っている状況で、少しずつ取組は進んでいるところです。

ただ、おっしゃるとおり、より適切な指標があるかと思いますので、引き続きこの生物の多様性の部分でいい指標がないか、検討させていただきたいと思えます。

○清水会長

指定数が31種になっていますが、極端な場合、指定した動物が1匹も1頭もないという状況もあり得ますので、可能であれば、推計でもいいので、指定された各生物の生存数を出していただけませんか。それと、保護区の数だけではなく、面積も欲しいので、併せて御検討ください。

○事務局

今後追加します。

○清水会長

この資料4-1や4-2など、取りまとめた結果は審議会委員の他にどなたが見られるのですか。

○事務局

関係する課と共有してまいりたいと考えています。

○清水会長

われわれも報告は受けますが、関係部局の方々がこの結果を見られてどう思われるかというのは重要で、それで、どうしたらいいのかという方向につながっていくので、確実にお願いできればと思います。

他にないようですので、報告の（２）進捗状況についてはこれで終わらせていただきます。

4 閉会

○清水会長

今日は、皆様の任期中で最後の審議会となりますので、再任という方もおられるかもしれませんが、せっかくですから、皆様から一言ずつ御意見、あるいは要望をいただければと思います。簡単で結構ですので、私の右手の方から順に、田中委員からお願いします。

○田中委員

「国土利用計画法」が上位法と聞いていますが、成立時期が遅かったからか、個別法の方が実際は強くて、上位法とは言いつつも、言葉は悪いですけども、後手後手に回っている。果たしてこれでいいのかなというのは、この審議会委員としてずっと思っていて、それも時々申し上げたのですけれども、今後も、同じように悩まれる委員さんがおられるのではなかろうかと思えます。

○辻田委員

私は産業振興の関わりで審議会に出させていただいているのですが、今日の資料4-1の土地利用現況把握調査もそうですが、すでに目標年の2027年の数値から明らかにずれてしまっているのがたくさんあって、本来であればこういうのをどうするのかということを議論するのが審議会ではないのかなというふうに、常々、思っていました。今日もまたこの数字が出てきて、それがそのまま、ああ、そうですかと、これですかと言って終わってしまう、この違和感というか、無力感というのは、ぜひ次回以降の委員の方々は感じないようにしていただければと思っています。

○西田委員

私は行政の関係であります、やはり国土利用という観点をどういう側面から考えるのかということがあると思います。個別の案件、例えば今回であれば太陽光の設置・利用ということもあります、滋賀県はその辺りについて、今の知事もそうですけれども、山を守ろう、自然を守ろう、琵琶湖を守ろうということをおっしゃっているわけで、その行政の目標と、今回の個別の太陽光に転用するということの整理をどうするのか。一定の面積

であれば認めていくのか、また、火力発電や原子力発電に代えて、太陽光発電を、自然の発電力を使ってやっていくのかという、基本的なところを押さえた上で、どう考えていくのかということも重要だろうと思います。景観の問題もあるでしょうし、申請があればそのまま認めていいのかという問題もあると思います。

私も初めてこの国土利用関係の勉強もさせていただいたので、できればもう1期やりたいなと思っています。その上で、やはりもう少し議論していかなければいけないだろうと感じています。手続論からいって、単に追認の審議会ではよくないと、これだけの専門的な知識を持った方がおられるわけですから、それを生かさないともったいないと思っています。

○花房委員

私は働く者の代表として参加させていただいているのですが、滋賀県内の国土利用の仕方で、やはり仕事ということが非常に気になって、なかでも、林業や琵琶湖漁業の漁師さんたちの話をいろいろな立場で聞くのですけれども、収入面が相当下がっていると、また、最近多い自然災害のことで、台風のときに、山、森林の被害が相当出ていると聞いています。その後の復興をするのに相当な時間がかかるということもあって、国土利用の中で審議をする中身が、琵琶湖環境部など他の部局に該当するようなどころがあると思うので、この中だけで審議するというのではなくて、これを県の全部局においてどれだけ生かせるのかというのをこれから期待したいと思います。

○深川委員

私は防災分野ということで委員として呼んでいただいたのだと思いますので、自分がしかのことで貢献できるようにと思って、この審議会には参加させていただきましたが、他の委員の方もおっしゃいましたように、われわれの発言がどうフィードバックされるのかというのが、どうもぼんやりした状態ですので、何かの議決を取るという会議ではないのかもしれませんが、やはり時間をつくって参加させていただいていますので、われわれの意見をどういうかたちで反映させるのか、その点が明確になればありがたいかなと思います。

○堀江委員

いろいろ勉強させていただきましたけど、太陽光発電施設が多いのが自然災害とどういうふうに関わっていくのか。景観も悪くなるし、本当に必要とされているのか。今は必要とされているけど、その何年後かにどうなるのかという、そこまで考えて開発はしていただきたい。

審議会という名前ですけど、ここへ来て思うことは、いつも報告会なので、やはりそこはしっかり審議をするという場所であるのであれば、もっと最初の開発の段階からここで

議論をしていきたいなと思いました。

○浅見委員

委員会の在り方というのはいろいろとずっと常日ごろ思ってきて、皆様のおっしゃるとおりなので、資料4-2について、参考までに少しだけ意見を述べますと、モニタリングの指標がころころ変わるのもどうかとは思いますが、例えば、全県的に取り組むのであれば、生態系の分野から言いますと20番の自然保護区の数とか、あるいは15番の自然公園の面積などがありますが、「生物多様性条約」の愛知目標を決めた際に、例えば自然再生面積をある範囲の中の十何パーセントを守っていこう、再生する場所を何パーセントにしようというかたちで、保全、再生等の面積のパーセントをしっかりと明記してあります。とすれば、例えばここで保全の面積を問わず、県レベルで何パーセントというかたちで指標にして確認してみるのも、この審議会の取組としてはあるのではないかと思います。

○上田委員

私も、皆様が言われたように、審議会での審議の在り方について、やはり審議をしてから変更していただきたいと思えますし、先ほど、資料4-2の報告を受けたのですけれども、森林を減らして太陽光発電施設をしたことによって、災害の元になり、この指標の21番から25番にも深く影響するのではないかということがあります。まだ未整備なところがこんなにたくさんあるにもかかわらず、太陽光発電施設により、だんだん年数がたつにつれて、土砂災害の起源となるところが増えていきますよね。それにもかかわらず、山は崩され、太陽光発電施設になっていくというので、私は、やはり滋賀県がこれから国土ということはどう考えているかという大きな目標があって、それに対して、県として、この数字をどちらの方向に向けていきたいのか、上げたいのか、このまま現状維持でしたいのかを考えることの方が大事かなと、土地利用の審議の上では、初めの目的があって、それを私たちがどう審議するかということの把握の方が大事かなと感じました。

○岡井委員

国土利用計画審議会は、国土の土地利用を考えるということだと思っておりますけれども、どうもその下にある5地域区分の各個別法の積み上げで来てしまっているという現状からは解放されていないのかなということを審議会に出るたびに感じます。

本来であれば、全体的視点からの計画をつくって、それに基づいて5地域区分というのがあるべきで、あるべき論を今言っても仕方がないのですけれども、そうしていかないと、滋賀県としてどうしたいのかという方針が見えてこないのかなと思います。

報告で数値はいただいているわけですが、数値だけではなくて、どの場所がどういう土地利用をするべきなのかというような、立地特性というものも当然、本来であれば考えていかなければならないことだと思いますので、これは希望ですけれども、滋賀県として土地利用をどのようにしていきたいのかということも議論していただければありがたいかなと

考えます。

実態として、日本の国土全体で言えば、5地域区分を全部足すと、実は日本国土の1・5倍になってしまい、重複がかなりあるという一方で、先ほどの太陽光発電施設のように森林地域を解除された後、何も残らない空白、白地が増えていっているという現状を考えると、本来のこの場所はこういう土地利用をしていこうという方針ではなく、事業者がここで太陽光発電をやりたいから、それで、たまたまここは森林が解除できる場所なのでやります、解除されるから、土地利用計画も変更しますというのであれば、本当に、この土地利用基本計画は何の役割にもなっていない現状になっていて、むしろ行政の方の仕事を増やすだけの、計画のための計画でしかなくなっている。こういう現状をどこかで考えていかなければならないのかなと強く思います。

あとは、太陽光発電というものに関して、滋賀県として今後もこうやって認めていくのかどうかということは、やはり議論が必要なのかなと思います。20年後ぐらいまでは大丈夫かもしれませんが、50年後になったらその後はそのまま放置されてしまうのではないかとということを非常に危惧しています。

○小川委員

私は交通の分野ということで参加させていただきました。こういう国土利用に関する会議というのは初めてで、どういったかたちでやるのかよく分からないまま、委員にならせていただきまして、何人かの委員の方がおっしゃっていましたが、全体像がいま一つよく分からないまま委員が終わってしまったなという感じはあります。

想像ですけれども、この会議以外にもいろいろなところでいろいろな審議がされていて、ここでは追認というような感じに事実上なっているのだけれども、おそらく他にいろいろと審議なり何なり重ねた上で出てきているのではないかと思いますので、他のいろいろ会議等の関連性をもう少し明確になるといいと思います。何がどこで審議されていて、その結果がここに来ているのか、あるいはこの部分はここで審議しないといけないという流れが、正直、私もよく分からないまま、参加していましたので、どこを承認、審議したらいいのかなというのを明確にしたらいいのかなと感じました。

普段は交通分野の会議もよく出ているのですが、交通という分野だけでもいろいろな会議があって、交通安全の会議だったり、自転車の会議だったり、工事計画の会議だったり、公共工事の会議だったり、それぞれいろいろな審議がされていて、一方で、これとこれの整合性がという話がそこでも出てくるので、おそらくこの国土利用という分野でもそういうことがあるのではないかと思います。いろいろな会議、審議会、委員会などの関連性を少し明確化していくといいのかなと感じました。

○北村委員

私は皆様と違いまして、公募で、県民の一人として応募致しました。公募の案内を見て

すぐに、国土利用計画法を見まして、昭和49年にできたものですが、その理念を見て強く思ったことがあります。生活している周辺のことですが、かつて非常に豊かな、町内会、地域が存在しておりました。しかし、私の実家は琵琶湖畔にありますけれども、その周囲どこを見ても空き家と空き地で、それから私たちがよく遊んだ、また手伝いもした農地が荒れています。少子高齢化もあるでしょう。それから、高学歴化で、若者が県外で勉強して、就職して帰ってこない。ほったらかしなのですね。周りが「負動産」、あらずの「不」ではなくて、プラスマイナスの「負」なのです。この土地を寄付しますと、どうぞ公的な機関で受けてくださいと言っても、受けてもらえません。誰もつくり手がいないのです。

いわゆる自治の最小単位というのが町内会であろうと思います。それから学区がある。そこで一生懸命やるのですが、一番のネックが空き地と荒廃地です。大事な国土で、今まで散々利用してきたではないですか。それを再生しなければならない。

私の地域再生論というのは、もうだいぶ前に論文を書きましたが、最小単位の再生をしないと、地域の再生、創生なんて絶対にあり得ないという信念を持っています。公募を見て、じっとしてられないので、応募したときにそういう文章を送っているはずなのです。

ところが、実際の展開は、個別の案件があり、地域の再生とはあまり関係のないような報告であるということでございまして、ぜひ、また次の公募の方からは、身近な現場の、今まで利用している国土の現状から、どうしたらいいのかということ拾い上げていただきたい。昨今の新聞記事にもありますけれども、国以下、各自治体、いろいろありますが、空き地、荒廃農地を生かすような方法をぜひとも創出していただきたいなと思います。

私は現場主義ですので、どうか現場の声として受け止めていただいて、県を挙げて、あるいは他の自治体、市も挙げて取り組んでいただきたいと思います。

○小杉委員

私は、森林の分野に携わってしまして、森林審議会にも参加しています。それから、まさに林地開発許可申請を審査する森林保全部会の部会長もさせていただいています。

非常に気になるところは、やはり太陽光発電施設のことです。保全部会、森林審議会の方では、太陽光発電施設について、1～2年前から、それまで5ヘクタール以上の案件としていたのを、1ヘクタール以上の全ての案件をチェックしてしまして、1つずつの案件について、防災上、土砂災害の防止や、水源涵養機能が適正に発揮されるかとか、水質、環境への影響などをしっかり審査して、問題ないと判断されたものは、やはり許可しないといけないというルールですので、そういうスタンスでやっています。

許可された案件それぞれについて、危ないところがあるとか、そういう技術面については比較的チェックができていますと思いますが、エネルギー問題も関係しますけれども、トータルで見て滋賀県に太陽光の発電施設をどういう場所にどれぐらい持っていくのかとか、それをどれぐらい推進するのかとか、こういう場所ではやめてもらうようにするとか、そういう滋賀県全体としてどうするかというビジョンが必要だと思います。

林地開発の許可申請では、危ないからやめてくださいという、その方向性はきっちり審査できるのですけれども、危なくないところ、ちゃんとルールに則って申請してこられるものを、コントロールして、もういっぱいあるからやめてくださいと言うことはできない。あるいは、隣の地権者が嫌だと言っているからやめてくださいという権限はありません。

ただ、個々の案件ではなくて、やはり全体としてどのように考えるべきか、絶対悪でもないですし、こういう場所にはつくった方がいいのではないかとか、全体量をどのようにするのかとか、そういうことを考えて、こういう上位の審議会で少し意見、情報を集めてはどうかと思います。林地だけではなくて、畑などにもすごくたくさんつくられていますので、どういうところにどのように増えてきて、どうなっているかとか、あるいは放置されたものはどれくらいあるかとか、そういうことを調べて、この審議会では何か意見を出すようなことができればいいのではないかと考えています。

なかなか難しいこととは思いますが、太陽光発電施設の話は、非常に大きな問題にもなっていると思いますので、そういうことが必要なのではないかと感じます。

○清水会長

太陽光発電施設は増えると思います。これはどうしようもない。

私は大きな二つの理由があると思っています、パリ協定をつくるときに、最後にばたばたと短期間でつくられた。アメリカ合衆国に新しい政権がやってくるかもしれないので、その前にとということが一つ。結局新しい政権がやってきてパリ協定を遵守していませんが。それともう一つ、太陽光パネルの生産コストが非常に下がった。これは大きいと思います。そのトレンドを考えると、これから安くなることはあっても高くなることはなくて、おそらく太陽光発電施設はますます増えることが予想されます。おそらく滋賀県だけの問題ではない。

ただ滋賀県だけを考えると、滋賀県というのは、実はエネルギーを他に頼っているのです。大きな発電所がありません。そういう意味では、自立する、自給自足するために、太陽光発電を含めて自然エネルギーというのは重要なのだと思います。

しかし、それだけでもなくて、実は、滋賀県の各家庭、個人が使うエネルギーは、他の都道府県に比べて多いのです。なぜかという、滋賀県に住んでおられる皆様の住宅が広い。同じように冷暖房をしても、6畳間を冷暖房するのと、十何畳のところを冷暖房するのでは、おそらく人数が同じでも違いますので、滋賀県でエネルギーを少し多く使っているんだというのを、頭の中に入れておかなければいけないのかなと思います。

それと、この審議会でも議論して、2027年までという計画をつくったのですが、今日、報告資料を見せていただくと、すでに森林と農地がその2027年の目標値を下回っているのです。森林や農地がますます減ってきて、各年でいうと100ヘクタールまでにいかないくらいですが、それが積み重なってくると、やはりどんどん減ってくるということになるので、どこかでもっと広い、もっと長期間の目標、政策のようなものをつくらないといけ

ないのだろうなと思っています。

今、人口が次第に減ってきて、ますます便利な都市への集約が進んで、農地と森林が放棄される。先ほど言われたように、家も、不動産も放棄されるというようなことが起きてくると思われるので、そんなときに、土地利用としてはどうしたらいいかということ、モザイクで、パッチ状にあっても、よくないことだと思いますし、そんなことを議論するところがどこか必要なだろうと思います。

もしかしたら、議会でやっているのかもしれませんが、それを審議会にと言われると、どうしても諮問がないと難しいのかなと思います。もう少し長いスパンで、この審議会ですらなくてもいいですから、どこかに専門家あるいは普通の人の目線で、こんな滋賀県が欲しいですという議論をする場が欲しいなと思います。

それから、また太陽光発電のことに戻って恐縮ですが、もちろん何年間もつのか、危険はないのか、周りへの影響はないのか、重複地を、森林をなくしましょうという議論が今日ありましたけれども、私はよく環境アセスメントの委員会に出させていただくのですが、アセスメントでは、開発しようとする土地の所有者は1人あるいは1団体ですけれども、希少種がいる池があって、その池を埋め立てないといけなくするならば、その池の代替地をその土地内につくってもらいます。では、そこに希少種が移ってきますかということ、必ずしもそうとも言えないですが、もし森林あるいは農地をなくして開発を進めようとするならば、その代替地みたいなものをどこかに置くという発想もあるのではないかと思います。無理なのかなと思いつながらではあります。

1950年代にオランダで、下水処理や焼却場から出る汚泥などの処分に困って、ある湿原を使ってそこに全部埋め立てしますという方針を政府が出したのですが、それは代わりに、その横に同じように自然があるように、代替地、メディエーションをつくりましょうということをやっています。スラフターという有名な場所があるのですが、そういう意味で代替地のようなものです。

このままいくと森林・農地も徐々になくなっていきますので、特に森林についてはそんな考え方ができるのか分からないですけど、代替地という考え方があってもいいのかなということをお聞きながら、皆様の御意見を聞いていました。

全体を集約すると、これは審議会なので、もっと審議したかったというのが、皆様共通の御意見だと私は理解しました。事務局は大変でしょうけれども、まずは審議ができるような体制がこの審議会に必要なだろうなと思います。

まだ他に言い足りないこと、皆様いっぱい持っておられると思いますが、ここで今日の審議会を締めさせていただきます。ありがとうございました。事務局にお返しします。

○事務局

清水会長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、目片県民生活課長よりあいさつ申し上げます。

○目片課長

委員の皆さま、本日はありがとうございました。

私も、昨年4月にこの課にまいりまして、その前、3年間は森林政策課にいました。その前は循環社会推進課でごみの仕事をしていましたので、琵琶湖環境部が長くなっています。

今、お伺いしました太陽光パネルについては、循環社会推進課にいるときは、これは15年後に全部廃棄物になるなど、皆、捨てる時のことを考えて屋根に付けているのかなと思って見ていました。聞くと、国は、最初のFITの買い取りの価格の中に、処分の費用も入っていますと言うのですが、付けた人はそんなこと思っていないですね。付けて、高く売れたらいいなと思って売電していると思います。誰が、その15年後、20年後にこれを処分するときのお金を積み立てて残しておこうと思っているのだろうかと思っていました。

昔ですと、「家電リサイクル法」ができて、なるべくリサイクルしましょうというのはメーカー側に義務を課していました。リサイクル率を各メーカーに示して、それを守りなさいということは、メーカーはそれをリサイクルできるような設計をして物をつくらないといけないということがありました。そのため、いずれ、太陽光パネルリサイクル法などができるのではないかと、そのときは笑いながら話をしていましたが、今はまだそのようにはなっていないですけれども、価格をどんどん下げること、国はそれを制限しようとしているのかなと思っています。

森林政策課では、私も保全部会の書類を見させていただいていました。個別法の「森林法」では、小杉委員がおっしゃったように、基本的には手続がきちんとなっていて、危険性がなければ、もうそれはオーケーするという法律になっています。だから、ここでは止められないのですというのは重々分かっています。

私もここへ来て、この国土利用計画審議会の中身を担当から聞きまして、実際のところ先生方と一緒に悶々としています。前回、前々回の会議の内容をお伺いしても、ここで、計画を立てるときには皆様の御意見を聞かせていただいて、どういう計画にしていくかというのを審議していただいているのですが、そうでないときの審議会の在り方については、やはり皆様から御意見をいただいて、考えていかないといけないなと思っています。

国土利用計画法が個別法の上にかかっているような絵になっているのですが、実際には個別法の方がもう許認可をしていくので、そこを止められないというジレンマは抱えています。滋賀県は昔、ゴルフ場の新規開発を止めたことがありまして、そこまでの強権発動するのであれば別ですが。

会長がおっしゃったように、滋賀県は水力発電も何ともありませんし、発電の手段が無いなか、知事は1月の当初の発言でCO2ゼロと言っていますので、それをどう形にしているかというのは、令和2年度からエネルギービジョンを立てていくと思いますので、それを見ながら、この審議会をどう持っていったらいいのかというのを考えさせていただきた

いと思います。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

これもちまして、第74回滋賀県国土利用計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(終了)